

2022年6月22日

株主各位

愛知県岡崎市橋日町字御茶屋1番地

フタバ産業株式会社

代表取締役社長 魚住 吉博

第108回定時株主総会決議ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第108回定時株主総会において、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

- 報告事項**
- 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件**
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 - 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件**
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。変更内容は「定款新旧対照表」をご覧ください。

第2号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案のとおり取締役に魚住吉博、吉田隆行、大橋二三夫、堀江正樹、市川昌好、宮島元子の各氏が再選され、新たに宮部義久氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、堀江正樹、市川昌好、宮島元子、宮部義久の4氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり監査役に林繁雄氏が新たに選任され、就任いたしました。なお、林繁雄氏は社外監査役であります。

第4号議案 役員賞与の支給の件

本件は、原案のとおり当期末時点の社外取締役を除く取締役6名に対し、当期の業績に対する貢献に報いるため、役員賞与として、33,926,000円を支給することとし、各取締役に支給する具体的な金額の決定は、取締役会に一任することが承認可決されました。

以上

定款新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変更前定款	変更後定款
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>輸送用機器、電気機器、事務用機器、その他の金属製品ならびにこれらの部品および理化学工業品の製造販売</u> (2) <u>前号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>輸送用機器、電気機器、事務用機器、農業関連機器およびその他の金属製品（これらの部品を含む。）ならびに理化学工業品の製造販売</u> (2) <u>前号に掲げる事項に関する技術開発、発明研究およびコンサルティングならびにこれらの利用</u> (3) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u> 第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>